

建築指導課関係 申請手数料一覧表

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料				審査適合証 有	審査適合証 無	
1 1戸建ての住宅又は複合建築物（住戸が1戸のみ）を単位として認定を申請する場合	標準 入力法等	1戸	200㎡以内	7,680円	36,600円	
		1戸	200㎡超	7,680円	41,300円	
	誘導 仕様 基準	1戸	200㎡以内	7,680円	18,100円	
		1戸	200㎡超	7,680円	19,700円	
2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。） (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(1)に定める金額）	(1) 戸数	2戸以上 4戸以内		11,600円	71,200円	
		5戸以上 15戸以内		24,700円	118,000円	
		16戸以上 45戸以内		55,000円	201,000円	
	(2) 住戸部分以外の部分	46戸以上		98,300円	286,000円	
		0㎡～	300㎡以内	11,400円	71,000円	
		300㎡超～	2,000㎡以内	24,500円	118,000円	
		2,000㎡超～	5,000㎡以内	54,800円	200,000円	
5,000㎡超～		98,200円	286,000円			
3 誘導仕様基準の評価をしている共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として認定を申請する場合 (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1) 戸数	2戸以上 4戸以内		11,600円	33,300円	
		5戸以上 15戸以内		24,700円	57,500円	
		16戸以上 45戸以内		55,000円	103,000円	
	(2) 住戸部分以外の部分	46戸以上		98,300円	155,000円	
		0㎡～	300㎡以内	11,400円	33,100円	
		300㎡超～	2,000㎡以内	24,500円	57,300円	
		2,000㎡超～	5,000㎡以内	54,800円	103,000円	
5,000㎡超～		98,200円	155,000円			
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合、床面積の合計の区分に応じた金額	主要 室入 力法 等	0㎡～	300㎡以内	11,000円	231,000円	
		300㎡超～	1,000㎡以内	19,600円	313,000円	
		1,000㎡超～	2,000㎡以内	31,800円	404,000円	
		2,000㎡超～	5,000㎡以内	95,100円	569,000円	
		5,000㎡超～	10,000㎡以内	150,000円	696,000円	
		10,000㎡超～	25,000㎡以内	190,000円	821,000円	
	25,000㎡超～		237,000円	933,000円		
	モデル 建物法	0㎡～	300㎡以内	11,000円	87,600円	
		300㎡超～	1,000㎡以内	19,600円	119,000円	
		1,000㎡超～	2,000㎡以内	31,800円	156,000円	
		2,000㎡超～	5,000㎡以内	95,100円	246,000円	
		5,000㎡超～	10,000㎡以内	150,000円	318,000円	
		10,000㎡超～	25,000㎡以内	190,000円	381,000円	
25,000㎡超～		237,000円	445,000円			
5 複合建築物（住戸が1戸のみ）の全体の認定を申請する場合 1及び4に規定する金額を合計した金額						
6 複合建築物（住戸が1戸のみを除く）の全体の認定を申請する場合 2又は3及び4に規定する金額を合計した金額						

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合

1戸又は1棟につき

1,020円

			審査適合証 有	審査適合証 無	
1 1戸建ての住宅又は複合建築物（住戸が1戸のみ）を単位として変更の認定を申請する場合	標準 入力法等	1戸 200㎡以内	6,070円	20,500円	
		1戸 200㎡超	6,070円	22,800円	
	誘導 仕様 基準	1戸 200㎡以内	6,070円	11,300円	
		1戸 200㎡超	6,070円	12,000円	
2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。） (1)及び(2)に定める金額を合計した金額 (住戸以外の部分を有さない建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(1)に定める金額)	(1) 戸数	2戸以上 4戸以内	10,200円	39,900円	
		5戸以上 15戸以内	21,800円	68,700円	
		16戸以上 45戸以内	48,600円	121,000円	
	(2)住戸部分以外の部分	標準 入力法等	46戸以上	86,900円	180,000円
			0㎡～ 300㎡以内	10,100円	39,800円
			300㎡超～ 2,000㎡以内	21,700円	68,600円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	48,500円	121,000円
5,000㎡超～	86,800円	180,000円			
3 誘導仕様基準の評価をしている共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として変更の認定を申請する場合 (1)及び(2)に定める金額を合計した金額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額)	(1) 戸数	2戸以上 4戸以内	10,200円	21,000円	
		5戸以上 15戸以内	21,800円	38,200円	
		16戸以上 45戸以内	48,600円	72,700円	
	(2)住戸部分以外の部分	誘導 仕様 基準	46戸以上	86,900円	115,000円
			0㎡～ 300㎡以内	10,100円	20,900円
			300㎡超～ 2,000㎡以内	21,700円	38,100円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	48,500円	72,600円
5,000㎡超～	86,800円	115,000円			
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更の認定を申請する場合、床面積の合計の区分に応じた金額	主要 室 入 力 法 等	0㎡～ 300㎡以内	9,930円	120,000円	
		300㎡超～ 1,000㎡以内	17,400円	164,000円	
		1,000㎡超～ 2,000㎡以内	28,300円	214,000円	
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内	84,900円	321,000円	
		5,000㎡超～ 10,000㎡以内	134,000円	407,000円	
		10,000㎡超～ 25,000㎡以内	169,000円	485,000円	
		25,000㎡超～	212,000円	560,000円	
	モデル 建 物 法	0㎡～ 300㎡以内	9,930円	48,200円	
		300㎡超～ 1,000㎡以内	17,400円	67,200円	
		1,000㎡超～ 2,000㎡以内	28,300円	90,600円	
		2,000㎡超～ 5,000㎡以内	84,900円	160,000円	
		5,000㎡超～ 10,000㎡以内	134,000円	218,000円	
		10,000㎡超～ 25,000㎡以内	169,000円	265,000円	
25,000㎡超～	212,000円	316,000円			
5 複合建築物（住戸が1戸のみ）の全体の変更の認定を申請する場合 1及び4に規定する金額を合計した金額					
6 複合建築物（住戸が1戸のみを除く）の全体の変更の認定を申請する場合 2又は3及び4に規定する金額を合計した金額					